

桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画（案）について

平成 22 年 9 月 3 日

三重県環境森林部

諮 問 書 (案)

環森第 号

三重県環境審議会

桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の策定にあたり、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 22 年 月 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

諮 問 理 由

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法において、都道府県は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（実施計画）を定めることができるとされています。

三重県では、これまでに桑名市大字五反田字多々星地内の産業廃棄物不法投棄地において、ジクロロメタン等揮発性有機化合物による地下水汚染が発覚し、水道水源、内水面漁業、農業用水の利水に支障を生じるおそれがあることから、平成 13 年度から行政代執行に着手し、平成 16 年度に同法に基づく実施計画を策定し、汚染地下水の拡散防止と浄化に係る措置を講じてきました。

その結果、平成 19 年度末までに目標レベルまでの地下水浄化を達成したところですが、平成 21 年 11 月 30 日に新たに環境基準項目として定められた 1,4-ジオキサンを調査した結果、不法投棄地内及びその周辺の地下水で環境基準を超過して検出されました。

1,4-ジオキサンによる地下水汚染は、既に不法投棄地の北側の嘉例川付近まで拡散しており、原因者による支障の除去等が見込まれないことから、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあります。

今回の諮問は、新たに判明した 1,4-ジオキサンによる地下水汚染に関して、支障の除去等を実施する必要があることから、当該対策のための実施計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

**桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る
特定支障除去等事業実施計画(案)の概要**

I 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要があると認められる事案

1 事案の概要

(1) 不法投棄場所等

- ア 所在地 桑名市大字五反田字多々星 1701 番
- イ 面積 実測面積：2,906m²（公簿面積：1,937m²）
- ウ 投棄が行われた時期 平成 7 年 4 月～平成 8 年 3 月頃

(2) 不法投棄を行った者等

- ア 株式会社七和工業（代表取締役 佐藤敏之）
員弁郡東員町大字中上 4 0 3 番地の 1
- イ 不法投棄に関与した役員等
佐藤 敏之（代表取締役） 伊藤 誓（土地提供者、従業員（当時））

(3) 不法投棄の内容等

- ア 投棄された特定産業廃棄物の種類
汚泥、燃え殻、廃油、鉱さい、がれき類等
- イ 投棄された特定産業廃棄物の量
平均的に約 9.4m³の深さで埋め立てられ、約 27,000m³と推定

2 事案の経緯

(1) 汚染の発覚から平成 21 年 11 月まで

不法投棄された産業廃棄物から溶出した揮発性有機化合物（VOC）等により汚染された地下水が不法投棄地から周辺に拡散し、近傍の河川に流入するなど、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあったため、三重県は平成 13 年度から環境修復に着手し、このうち平成 17 年度から平成 19 年度までは、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業として実施しました。

これまでに、不法投棄地を鉛直遮水壁で囲い込み汚染地下水の拡散防止措置を講ずるとともに、遮水壁内外の汚染地下水の揚水浄化により環境修復を図りました。

その結果、平成 19 年度までの措置により、不法投棄地及びその周辺の地下水は、目標としたレベルまでの浄化を達成しました。

しかし、不法投棄地に残置された廃棄物の一部からの VOC の溶出が原因と考えられる地下水の再汚染が確認されたことから、平成 21 年度には、汚染残留箇所到大口径揚水井戸を設置する追加措置を講じ、さらなる安全の確保に努めてきました。

(2) 平成 21 年 12 月以降の 1,4-ジオキサンによる汚染の判明

平成 21 年 11 月 30 日付けで新たに地下水の環境基準として 1,4-ジオキサン等 3 項目が設定されたことを受けて、平成 22 年 1 月～3 月に調査を実施したと

ころ、1,4-ジオキサンが当該地の周辺地下水で最大2.7mg/l（環境基準の54倍）、不法投棄地内（遮水壁内）の地下水で最大18mg/l（環境基準の360倍）が検出されました。

3 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業実施の必要性

1,4-ジオキサンは、人の健康に対し発がん性が疑われる物質とされ、汚染された地下水の拡散によって不法投棄地北側を流下する嘉例川において環境基準を超過する状態となると、水道水源、内水面漁業、農業用水の利水等に支障を生じるおそれがあります。

汚染地下水は、嘉例川近傍に設置した観測井でも環境基準を超過して確認されているほか、汚染地下水を揚水し河川への放流のために浄化処理をした放流水からも河川水質に影響を及ぼす濃度で検出されています。

原因者により、これら支障の除去等がなされる見込みがないことから、行政代執行により実施する必要があります。

II 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1 産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく専門委員の意見聴取

行政代執行の実施にあたって、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第17条の規定に基づき、専門的知識を有する有識者（専門委員）から措置内容に関して意見聴取を行いました。

その結果、『生活環境保全上の支障を生じるおそれがある嘉例川の汚染を防止するため、その流入経路を絶つ必要があり、直ちに「汚染地下水の拡散防止」の緊急対策を講じたうえで、今後、恒久対策に向けて技術的知見を集積し、「汚染地下水の浄化」及び「不法投棄された特定産業廃棄物による地下水汚染の防止」のための検討を行っていく必要がある。』とされました。

2 支障除去等の基本的な考え方

(1) 支障除去等の基本方針

1,4-ジオキサンの検出状況及び専門委員の意見を踏まえ、不法投棄地内及び不法投棄地の周辺で確認されている汚染地下水の拡散防止措置を緊急的に実施します。

また、緊急対策による汚染地下水の拡散防止措置だけでは、水処理施設の維持管理が長期となり多大な経費を要することから、専門委員から併せて意見があった恒久対策の実施に向けた知見の集積を進めることとし、恒久対策にかかる工法の決定にあたっては、地域住民等のステークホルダーとのリスクコミュニケーションを図りながら検討を進めていくこととします。

(2) 生活環境保全上達成すべき目標

支障の除去等の事業全体の目標は、「不法投棄地周辺地下水の環境基準の達成及びその状態の維持・継続」としてありますが、平成24年度までの緊急対策においては「汚染地下水の拡散防止」を目標とします。

緊急対策に係る目標達成の具体的な判断の指標として、「嘉例川における環境基準の達成」を継続・維持するものとします。

(3) 支障等除去の工法検討

汚染地下水の拡散防止は、早期対応性と経済性に優れる汚染地下水の揚水による措置を講ずることとします。汚染地下水の揚水を行って、揚水井戸周辺の地下水位を周辺の地下水位よりも低く保つことにより、汚染地下水の拡散防止を図るものです。

また、既設水処理施設には1,4-ジオキサンの処理機能が無いことから、揚水した汚染地下水に含まれる1,4-ジオキサンを分解するため、処理の確実性が高く安定した処理が期待できる促進酸化施設を新たに設置することとします。

Ⅲ 特定産業廃棄物に起因する支障除去等事業の内容に関する事項

1 特定支障除去等事業の実施に関する計画

(1) 汚染地下水の拡散防止

遮水壁内の地下水が高濃度に汚染されていることから、先ず遮水壁内の地下水を揚水して地下水位を低下させ、不法投棄地周辺の地下水位より低く管理し汚染拡散防止を図ったうえで、遮水壁近傍に拡散した汚染地下水の拡散防止のために周辺の地下水も揚水します。

(2) 揚水した汚染地下水の浄化

揚水した汚染地下水は、1,4-ジオキサン以外に有機物や金属を含むことから、既設の水処理施設で有機物等を除去したうえで、新たに整備する促進酸化施設で1,4-ジオキサンを分解します。

(3) 汚染地下水の拡散防止のためのモニタリング

汚染地下水の拡散防止のために、揚水井及び観測井の1,4-ジオキサン濃度を測定するとともに地下水位を調査します。

また、処理水の放流による嘉例川への影響を把握するため、放流水及び河川水の水質モニタリングを実施します。

2 特定支障除去等事業の実施予定期間

(1) 実施期間

平成23年度から平成24年度までの間実施します。

(2) 施設等の整備

平成23年度に既設の水処理施設に促進酸化施設を整備するとともに、安定した水処理を行うために機能低下している箇所を修繕を行います。

(3) 施設の稼働

施設等の整備が完了次第、汚染地下水の揚水を開始し、汚染地下水の拡散防止を行います。

3 特定支障除去等事業に要する費用等

特定支障除去等事業に要する費用等については、平成24年度末までに概算で約3.52億円と見込んでいます

汚染地下水の浄化のための新規施設整備費	1億20百万円
維持管理費、水質モニタリング経費等	2億32百万円

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置内容

1 県が講じた措置

(1) 新たな措置命令等

1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、その原因となる不法投棄を行った(株)七和工業、佐藤敏之(代表取締役)、伊藤誓(土地提供者、従業員(当時))に対し、平成22年6月15日、廃棄物の撤去、地下水汚染の浄化等を内容とする措置命令を発出し、その履行を求めました。

しかし、被命令者である1社2名は、これまでの行政代執行費用(平成21年度末で約15億円)について納付できない状況であり、今後も償還は見込めないことから、措置命令書を交付した平成22年6月15日に、1社2名ともに命令を履行できない旨の顛末書を提出しています。

(2) 排出事業者に対する措置

これまでに(株)七和工業の役員及び元役員に実施した事情聴取等において、法的責任追及ができる排出事業者に関する証拠書類は一切得られず、有力な供述等も得られていません。

また、平成19年度及び平成21年度の大口径井戸掘削工事において、埋設されていた廃棄物から排出事業者を特定する情報がないか探索しましたが、有力な情報を得ることはできていません。

(3) 代執行費用の求償

平成21年度末までに行政代執行に要した費用は1,583,629,469円で、平成22年6月30日までの納入額(公売による換価等含む)は2,952,101円となっており、未納額は、1,580,677,368円(H22.6.30現在)です。

被命令者には未納額を支払えるだけの資力がありませんが、粘り強く納付を要請し、平成21年8月から被命令者1名、平成22年5月からは被命令者1社2名から月々僅かですが分納させています。

2 今後講じようとする措置等

被命令者に対しては、今後、実施する行政代執行に要する費用についても、これまでに要した費用と合わせ、厳しく求償を行っていくこととしています。

また、原因者や排出事業者など、不適正処分に関与した者の調査を継続して行い、違法な行為等が確認できた場合は、措置命令の発出や公告に基づく費用求償を行うなど、徹底した責任追及を行っていきます。

V 県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止対策

当該事案については、平成16年度にVOCによる地下水汚染の発生に関する対応について「桑名市五反田地内不法投棄事案にかかる行政検証会議」で行政対応について審議を頂き検証を行っていますが、今回、新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明したことから、改めてその後の行政対応について、「特定産業廃棄物事案(桑名市五反田事案)に関する調査検討委員会」(調査検討委員会)で審議を頂きました。

調査検討委員会での審議の結果、主な意見は以下のとおりです。

- ①環境基準設定後の対応は迅速であり評価できるが、要監視項目に設定された時点で汚染を予見し、より早い段階で実態を把握することができたのではないかと。
- ②地元住民への情報提供は迅速かつ的確に行われているが、広く県民への即時性を持った情報提供のため、ホームページの活用が望まれる。
- ③引き続き原因者に対する費用求償に努めるとともに、確知できていない処分者や排出事業者に関する調査の努力を続けられたい。

調査検討委員会の報告で示された検証結果を踏まえ、今後は、不法投棄された廃棄物の種類や検出される有害物質等、把握できた情報をもとに化学物質のリスクの把握に努め、より迅速な対応ができるようにするとともに、ホームページの充実を図ることとします。

また、引き続き原因者に対する費用求償を進めるとともに、処分者や排出事業者について調査を継続することとします。

VI その他特定産業廃棄物に起因する支障除去等の実施に際し配慮すべき事項

1 特定支障除去等事業の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

特定支障除去等事業の実施による周辺環境への影響及び対策効果を把握するために、遮水壁内外の地下水、浄化施設処理水、河川水等のモニタリングを行います。

調査結果は、地元自治会等の関係者に周知するとともに、専門委員に報告し、モニタリング計画の見直しや施設の運転管理に反映させます。

なお、対策工事中、対策実施中、対策後における調査結果や事業の進捗状況については、ホームページにおいて積極的に公表することとします。

2 作業安全の確保及び緊急時の連絡体制の整備

特定支障除去等事業の実施にあたっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、事故等の緊急時には、関係機関へ連絡するなど必要な対応を迅速かつ的確に実施します。

3 住民の意見等が反映される必要な措置

環境修復事業の実施にあたっては、これまで桑名市をはじめ、地元自治会、漁業協同組合等の関係者に対する説明会や現地見学会を実施してきたほか、定期的に水質調査結果を説明しています。

今後も関係者との情報共有を図るため、必要に応じ資料の提供や説明会、見学会を実施することとしています。